

令和 2 年 7 月
大 東 市 議 会
特 別 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表

議案第88号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例

新
第1条 (略) (内部組織の設置)
第2条 (略)
(1) (略)
<u>(2)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)
(分掌事務)
第3条 (略)
<u>2</u> (略)
(1) ～ (8) (略)
<u>3</u> (略)
(1) ～ (2) (略)
<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> <u>経済の活性化に関すること。</u>
(5) ～ (6) (略)

主要改正点

- ・機構改革に伴い、当該条文の変更を行ったこと。

新旧対照表

旧
第1条 (略) (内部組織の設置)
第2条 (略)
(1) (略)
<u>(2)</u> <u>行政改革推進室</u>
<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)
(分掌事務)
第3条 (略)
<u>2</u> <u>行政改革推進室の分掌する事務は、行政改革及び行政経営に関することとする。</u>
<u>3</u> (略)
(1) ～ (8) (略)
<u>(9)</u> <u>情報化に関すること。</u>
<u>4</u> (略)
(1) ～ (2) (略)
<u>(3)</u> <u>新庁舎整備に関すること。</u>
<u>(4)</u> (略)
(5) ～ (6) (略)

新

(7) 行政改革及び行政経営に関すること。

(8) 新庁舎整備に関すること。

(9) 情報化に関すること。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

第4条 (略)

旧

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

第4条 (略)